

滞納者に対する給水停止を実行します

平成24年1月から～町水道管理センターからのお知らせ～

● 納入者との公平性を保つため停止を実施します

これまで町では、水道水が生活に欠かせないものであるという観点から、滞納者に対する給水停止を行ってきませんでした。が、納入者との公平性を保つため、平成24年1月分料金から3カ月分の滞納があった場合、給水停止を行うことになりました。

● 町水道の給水停止の対象となる滞納のケース

1 平成24年1月分以後の滞納
平成24年1月分（2月15日請求）以後の滞納分については、連続または、通算で3か月分を滞納すると、給水停止の対象となります。

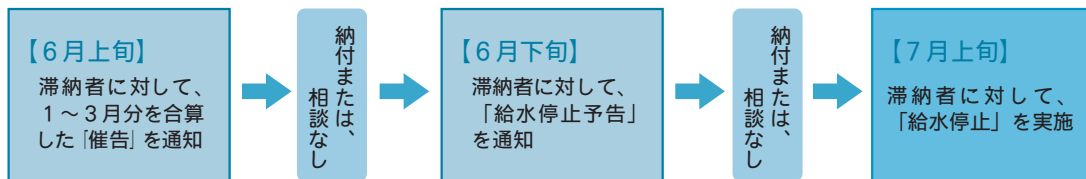
2 平成23年12月分以前の滞納
平成23年12月分以前の滞納分については、一括納付が困難な場合は、ご相談の上、「分割納付誓約書」を提出していただきます。誓約書を提出されない場合、または、誓約書の内容を順守していただけない場合には、給水停止の対象となります。

● 給水停止の対象となる滞納状況の例

1 平成24年1月分（2月15日請求）以後での滞納の場合

連続または、通算で3か月分を滞納されると、給水停止の対象となります。

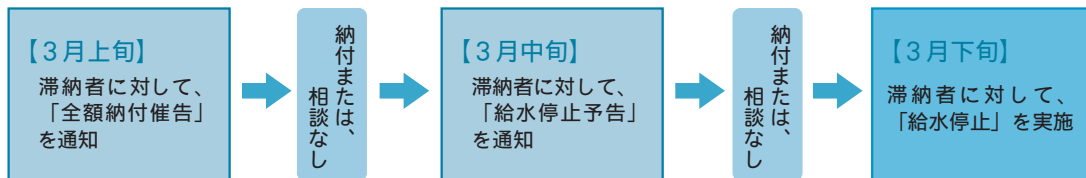
(例) 1～3月分を滞納した場合



2 平成23年12月分以前での滞納の場合

一括納付が困難な場合は、ご相談の上、「分割納付誓約書」を提出していただきます。誓約書を提出されない場合、または、誓約書の内容を順守していただけずに滞納分の納付をされない場合には、給水停止の対象となります。

(例) 2月末日に納付の約束をしていたが、順守せず滞納のままだった場合



● 納付に関して窓口・電話などでご相談ください

水道料金に関するお問い合わせ・ご相談の窓口は、町環境衛生課になります。

1 町環境衛生課水道係

(町水道管理センター内)

甲佐町大字有安701番地
TEL 096・234・0755

✉ kosa-suido@tea.ocn.ne.jp

2 町環境衛生課環境衛生係

(町役場2階)

甲佐町大字豊内719番地4
TEL 096・234・1111

(内線251)

TEL 096・234・1169

(直通電話)

✉ kg210@town.kosa.lg.jp

※窓口受付時間は、午前8時30分～午後5時15分です。

※1・2の受付窓口のいずれも、土・日曜日、祝日および年末年始（12月29日～1月3日）は対応できませんが、事前にご予約いただければ、夜間や休日での相談は可能です。電話にて、ご予約ください。